

御帳のまくらのなかのはしらの左右にかみより一尺よをさげて、ひちがねをうちて、みつのをふたつ、ひとつづつ、を左右にかけたり、ぢんいろの木にてつくりて、まろかねのこを、くみませたり、ほそきさきのかたに、かなものをうちて、まろをつけてふさあり、あげまきにむすびたるかしらを、ひちがねにかくべし、御あとのなかのはしらの左右に、又ひちがねをうちて、おほきなるかゝみを左右にかけたり、其ていきやうだいのかゝみなり、略中

五せち所のこと
五せち所はびんぎの所によるべし、うちまかせては四けんもやひさしあるべきなり、そのうちにびんぎのもやひとつぼを、帳のまとまつらひて、四方にみすをかけて、そのうちにかべしるをひきまはしてあぐべし、もやぎはのみすもあげて、二けん三けんありとも、き丁をたてわたせ、この丁の三方には、五尺にても四尺にても、からゑやまとゑなりともたてまはして、そのうちに、うげん三帖をま、はしまくらにま、くべし、そのまへのひさしに、うげん二帖をまきて、そのうへにりうびんをま、く、そのうへにま、とねをま、く、三尺のき丁をたつ、ひだりみぎ、びんぎによるべし、四尺の屏風をたて、ものゝぐをく事つねのごとし、ひさしのてうどのていなり、

〔禁秘御抄上〕一清涼殿

帳四面有帳帷夏生以胡粉畫花鳥、枕冬朽木形、獅子、狛犬在帳前南北、左

夜御殿

四方有妻戸、南大妻戸一間也、帳同清涼殿、東、疊御座敷也、御枕有二階、奉案御劔神璽也、皆有覆蘇芳帳、四角有燈樓、又帳南西北敷疊爲女房座、略中

一南殿紫宸殿

御帳如恒無几帳有師子、狛犬立倚子、